

災害時のごみ収集へ、行政と組合が強力な連携

「災害時家庭系一般廃棄物収集運搬協定」を締結

大月都留環境事業協同組合(田中治夫理事長 組合員7社)は、9月7日に大月・都留の両市と大月都留広域事務組合の4者で「災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定」を結んだ。

これは、同組合が設立当初から掲げていた行政や住民と一体となって活動していくという想いを実現したもので、災害時に避難所から出たごみを組



協定調印式の様子

合が回収し、災害発生時の衛生環境の確保と市民の健康維持にもつなげることとしている。

協定の発案者は同組合の田中治夫理事長で、協定の考えは東日本大震災で被災した宮城県石巻市でごみ収集のボランティア活動を行った時にさかのぼる。避難所にあふれるごみを収集しようとした際に、避難所の方から「ごみを収集するのは行政の仕事」との指摘があり、行政から家庭系一般廃棄物の収集運搬業務を委託されている事業者として、災害時におけるごみの収集を円滑に進めなければならない役割を痛感した。その時の経験を踏まえ、平時から避難所のごみの収集方法について市と事業者で決めておく必要があると考え、組合設立間もない本年6月から大月市、都留市と協定締結に向け協議を重ねてきた。これまで組合員7社が行ってきた大月・都留の両市の家庭から出るごみの収集運搬業

●大月都留環境事業協同組合



協定書を手にする4者
(右端 田中治夫理事長)

務に加えて、災害時に学校や公民館などに設けられる避難所等から出る大量のごみの収集を、組合が責任をもって遂行する役割も決まった。

今回の調印式で、組合が目標にしてきた行政と組合とが一丸となった取り組みの最初の一歩が組合設立もなく実現した。田中理事長は「災害が起こらず出番がないことが一番だが、万が一の場合には速やかに回収できるように、組合員全社が協力と連携をして災害時の収集運搬業務の体制整備を早急に進めていく。」と話した。